

# 入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び見込数量

ア 灯油 JIS 1号 約 218kℓ (1回当たりの発注数量が 8kℓ 以上)

イ 灯油 JIS 1号 約 242kℓ (1回当たりの発注数量が 1kℓ 以上  
8kℓ 未満)

ウ 灯油 JIS 1号 約 211kℓ (1回当たりの発注数量が 1kℓ 未満)

エ 重油 JIS 1種1号  
硫黄分 0.5%以下 約 482kℓ (1回当たりの発注数量が 8kℓ 以上)

オ 重油 JIS 1種1号  
硫黄分 0.5%以下 約 582kℓ (1回当たりの発注数量が 8kℓ 未満)

※ 見込数量は、過去の購入実績から算定した数量であり、購入することが確定した数量ではないこと。

### (2) 納入期間（単価契約期間）

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### (3) 納入場所

岩手県庁舎及び県盛岡地区合同庁舎、その他盛岡広域振興局長が指定する場所

## 2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 6 年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和 5 年岩手県告示第 579 号）に規定する特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

なお、上記資格を有しない者で入札に参加を希望する者は、次のとおり資格審査を受けることができる。

ア 資格審査申請書の提出場所及び問い合わせ先

13 (2) に同じ。

イ 提出期限

令和 7 年 2 月 26 日（水）午後 5 時

(3) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

## 3 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、送付書を添付のうえ次の書類

(以下「仕様書等」という。)を令和6年3月4日(火)午後5時までに13(2)の場所に各1部、提出しなければならない。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、仕様書等の提出期限の日までの間に入札公告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができる。

ア 仕様書等

(ア) 試験成績表

(イ) 供給体制調書

(ウ) 物品購入等競争入札参加資格結果通知書の写し

(2) 仕様書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 仕様書等は、岩手県において審査するものとし、基本的仕様及び特質等を満たし、かつ、迅速な供給体制が整備されたと判断した当該仕様書等を提出した者に限り入札に参加できるものとする。

なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和7年3月12日(水)午後5時までとする。

また、審査結果は、令和7年3月14日(金)までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

(1) 1 (1) の件名ごとにそれぞれ入札を行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、少数点第2位までとし3位以降の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札書を直接提出する場合は、5(1)の日時に5(2)の場所に持参すること。

(3) 入札書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、令和6年3月17日(月)午後5時までに13(2)の場所に必着のこと。

また、封書は二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア 氏名(法人にあつては商号又は名称)

イ 「3月19日入札 灯油及び重油の入札書在中」

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

(4) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印で押印をしておかなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年3月19日(水) 午前10時30分

(2) 場所

盛岡地区合同庁舎 3 階入札室 (岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号)

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が 2 つ以上提出した入札書
- (9) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (10) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印(法人の場合は、その所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印)
- (3) あて名は、盛岡広域振興局長とする。
- (4) 入札単価
- (5) 品目
- (6) 規格
- (7) 納入期間
- (8) 納入場所

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第 100 条(平成 4 年岩手県規則第 21 号)の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち

会わせて行うものとする。

#### 11 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者に限る。
- (3) 入札執行回数は3回を限度とするが、この限度内において落札者がいない場合は、最低価格を示した者と随意契約に移行する場合があること。
- (4) 郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。

#### 12 契約に関する事項

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額に1(1)の数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
  - イ 落札者が過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度の契約を履行しており、その契約書の写しを2件以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

#### 13 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
盛岡広域振興局盛岡審査指導監  
〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号 電話番号 019-629-6665